

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………一
……………(総務局人事部調査課)……………一
- 告示**
- 不健全図書類の指定……………一
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 都市計画の変更(三件)……………一
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による道路の指定……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
……………(同)……………五
- 保安林の指定解除……………六
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………六
- 告示(教)**
- 都立図書館の休館(二件)……………六
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………七
- 告示(公)**

公告

- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
……………(同)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………二〇
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………二〇
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二〇

正誤

- 平成二十七年六月三十日付東京都告示第千五百五号……………二

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年九月十八日
東京都知事 舛 添 要 一
- 東京都規則第百六十三号
東京都組織規程の一部を改正する規則
東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。
別表三 四の部(一)の項中「江東区東陽七丁目三番五号」を「中央区勝どき一丁目七番三号」に改める。
附 則
この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

告示

- 東京都告示第千四百十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年九月十八日
東京都知事 舛 添 要 一

図書類	指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四一九九	雑誌	ジュネットコミックス 259	ピアスシリーズ427	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二〇〇	同右	IZUMI COMI 同右	教師玩具 四七六五二一六一	
四二〇一	書籍	性癖BL	株式会社メディアソフト	
			株式会社メデアソフ	
			同右	

●東京都告示第千四百十六号
東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十七年九月九日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による

同番二及び千二百七十三番一の各一部、同番二並びに千二百七十八番二から同番四まで、千二百八十三番十、同番十一、千二百八十四番三、千二百八十九番一、同番三及び千二百九十番一、同番二、千二百九十二番二、千二百九十三番、千二百九十四番、千二百九十六番一、同番三、同番四、千二百九十七番一、同番二、千二百九十八番一、同番二及び千二百九十九番一から同番三までの各一部、同番四並びに千三百二番一、同番三、千三百五番一、千三百二十五番一、同番二及び千三百二十六番一の各一部、同番一、地先並びに同番二、千三百三十番、千三百

三十一番、千三百三十二番、千三百三十三番一、同番三、千三百四十三番二、千三百四十四番四、同番五、同番七、同番八、千三百七十八番三及び同番四の各一部

●東京都告示第千四百二十一号


土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

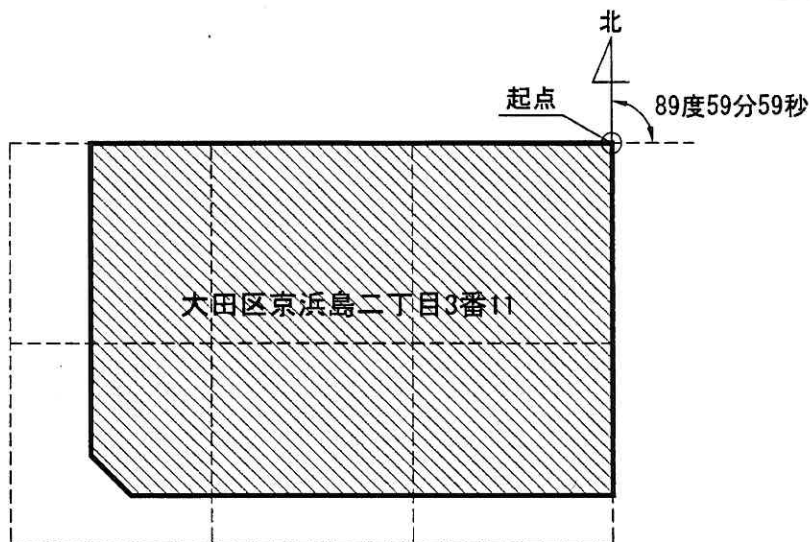
平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図

- 凡例
- 敷地境界
 - - - 単位区画
 -  形質変更時要届出区域のうち規則第58号第4項第11号に該当する区域



起点

起点は、大田区京浜島二丁目3番11の最北端とする。

格子の回転角度(89度59分59秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千七百十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区四つ木四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去